

本庄市地域福祉計画（案）に対する意見と市の考え方

1. 意見等の募集期間：令和5年12月4日（月）～令和6年1月9日（火）
2. 意見等の受付人数： 5人60件 （提出方法の内訳：電子メール2人、ファックス3人）
※同様の意見はまとめて表示しています。
3. 提出された意見及び市の考え方
 - (1) 第1章「計画の策定にあたって」（P.1～P.10）に関するご意見

頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
1 3	第1節「地域福祉とは」の文章は、初めて見る人には分かりにくい。誰もが関心を持てるような書き方が必要。第2期本庄市地域福祉計画のP. 3～P. 6のような書き方にすべきだと思います。1行目の高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉については用語集での説明が必要。	第1節「地域福祉とは」について、ご意見を踏まえ、表現を修正します。 また、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「児童福祉」の各用語は、それぞれの分野に該当する者を対象とした福祉の概念を指しており、用語集へ追記する予定はございません。
2 3	資料として引用した図表の一部修正を明確にして下さい。	社会保険の仕組みをベースとする「共助」の表記を削除したものです。
3 4	※が出てきますが、冒頭頁に（*）は用語集記載と表示して下さい。 また、用語集に記載する用語は十分ですか。例えば3頁「8050問題」、「ダブルケア」「ヤングケアラー」等、地域福祉に親しんでもらえるように用語集を再編集して下さい。 下段4行目の記載の後に、社会福祉法第6条を全文表示して下さい。前ページに社会福祉法4条1項及び2項が引用されているので、6頁図表を参考に、段下のスペースを有効利用して下さい。	本文中の「※」については、8章（7）用語集に解説がある単語を示しており、計画書目次の最下段にその旨を記載しています。また、各用語の用語集への追加については、内容を再精査の上、必要なものを追記します P.6の社会福祉法第107条の抜粋は、本文中に同条文の表記があることから行っているものです。ご指摘の同法第6条は、本文中への記載がないことから、追記する予定はございません。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
4	5	文章中、「若年層を中心とした社会的孤立」と記載していますが、社会的孤立が若年層中心なのか、否か、再検討し文章を見直して下さい。	国の実態調査によると、20代・30代の若年層を中心として「孤独感が常にある」と回答した割合が他の世代と比較して相対的に高いことからこのような表現としたものであるため、見直しを行う予定はございません。
5	7	市が策定する他計画の関係 表現が分かりにくい 「上位計画」…意味が分かりにくいです。どのような意味なのかをわかりやすく解説してください。 「一体的に策定する」…どのようなことかわかりやすく解説してください。	本庄市総合振興計画は、市の各分野におけるまちづくりの計画の中で最上位に位置付けられる計画です。各分野の計画は、この本庄市総合振興計画の方向性に即して策定しているため、このような表現としています。 「一体的に策定する」とは、第6章に章立てとして入れている「本庄市成年後見制度利用促進基本計画」を指しています。
6	7	107頁に記載してあるものの「本庄市成年後見制度利用促進基本計画」が「成年後見制度の利用の促進に関する法律」のみに基づいていると誤解されかねません。同法律の施行年月は（カッコ書き）で挿入して下さい。	ここでは、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において市町村の努力義務として本計画の策定が求められていることから概要のみを記載し、P.107において本計画を策定する背景を含めて記載しているものです。 なお、各法律の施行年月日については、本計画内では表記しておりません。
7	8	「図表 計画の期間」に記載されている計画の期間は正しく反映されているか、念のため再チェックして下さい。以前、誤った期間のまま、審議会に提出されたことがあります。 「第2期計画」では「県地域福祉支援計画」が掲載されていましたが、終了となったのでしょうか。継続しているのであれば、掲載して下さい。	ここでは、本市の各計画のうち、本計画と特に関連が深いものについてそれぞれの計画期間を一覧表として整理しているものです。埼玉県地域福祉計画については、P.7の図表において本計画と「連携」を図るものとして記載しています。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
8	9	<p>冒頭文章と（１）から（３）は重複しているので、再構成して下さい。</p> <p>例えば、冒頭文章は、「本計画の策定にあたっては、現状を把握するため「アンケート」・「懇談会等」・「審議会等」を下記のとおり開催し、また、「パブリックコメント」を募集し、様々な意見の集約を図りました。</p>	<p>P.9の冒頭6行は、計画の策定体制と手法の概要を述べたものです。</p> <p>（１）～（３）では、それぞれの具体的な内容を述べており、重複はしていないことから、修正は行わない考えです。</p>
9	10	<p>1行目から2行目にかけて「SDGs・・・「世界中のだれ一人取り残さないをテーマに」と記載していますが、地域福祉の観点からは「本庄市総合振興計画（後期基本計画）45頁「4. 本庄市のまちづくりとSDGs」に記載されている文章を引用し、次の通りに変更して下さい。（多様性と包摂性という言葉が地域福祉と関連付け、大切な意味を添えてくれます。）</p> <p>「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「世界中誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため」</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「世界中の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、平成27年9月の国連サミットで…」</p>
10	13	<p>外国人居住人口推移を特記して下さい。今後は外国人居住者の割合は増加し、地域福祉にとって軽視できない存在になると考えています。</p> <p>統計資料は国からの引用を除き、令和4年度まで掲載して下さい（27頁から28頁）。</p>	<p>紙面の都合上、各統計データのうち、本計画を策定する上で必要と思われる情報を掲載しています。ご指摘の外国人人口の推移については、総合振興計画P.25に記載しています。</p> <p>また、各統計資料のうち、最新データを反映できるものについては、更新を行いました。</p>

(2) 第2章「本庄市の現状」(P.11～P.38)に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
11	13 14	令和2年と7年の間に区切りを入れるとわかりやすい。	ご意見を踏まえ、実績値と推計値が区別できるよう表現を工夫します。
12	16	認定こども園の説明を用語集に	認定こども園は、保育所及び幼稚園と同様に一般的な認知がされているものと考えており、用語集への追加は予定しておりません。
13	17	全部受給者と一部受給者の違いの説明を入れる	「児童扶養手当」に係る用語集に、所得に応じて決定される旨を記載しています。
14	23	(6) 障害者の状況中 図表 手帳所有者の推移の下段「療育手帳」表記に対して、図表 障害者生活支援センターの相談件数の推移の下段「さわやか(知的)」と表記があります。療育手帳「知的」の関連の説明が必要と思います。用語集にて、療育手帳の対象者表記での対応が必要と思います。	ご意見を踏まえ、表現を修正します。
15	29	日常生活圏域別に見た福祉の現状 「第2期計画」(36頁から43頁参照)生活圏域を示す図表を掲載してください。「第2期計画」で掲載した各種計数は推移が分かるように継続して取り上げて下さい。本編、または、資料編でも構いませんが1頁から2頁で済むと思います。	各日常生活の地図は、今回追記をしております。 なお、日常生活圏域別の人口や世帯数の推移につきましては、比較することができるよう、令和5年5月及び平成30年10月時点の情報を掲載しています。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
16	39	<p>第3節 第2期計画における成果と課題 (2)第2期計画から引き継ぐ課題 最終行 「国の制度の改正や環境の変化」</p> <p>①どのような制度の改正があったのかを具体的に説明してください。 ②どのような環境の変化があったのかを具体的に説明してください。</p>	<p>P.48第4節(1)「包括的支援体制と重層的支援体制整備事業の考え方」に記載している、重層的支援体制整備事業の創設等を想定して記載したのですが、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「機能集約<u>センターの設置</u>及び地域福祉ネットワーク会議の設置については、<u>重層的支援体制整備事業の創設等の国の制度改正のほか、各関係機関との調整に至らなかったことなどにより、実現することができませんでした。</u>」</p>

(3) 第3章「基本理念」(P.39～P.50)に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
17	44 45 46	<p>基本理念1 1行目「少子高齢化、単身世帯」を少子高齢化、世帯人口の減少、単身世帯の増加とすべきでは。</p> <p>4行目 頭に誰が行うのかを入れるべきでは。</p> <p>成果指標の設定について 表内に数字・目標値が入っていない。</p>	<p>ご指摘の「世帯人口の減少」については、ここでは「核家族化」と表現しています。</p> <p>P.44～46は、本計画における市の三つの基本戦略を示しており、いずれも市として取り組む方向性を示しているものです。よって、修正は行わない考えです。</p> <p>各成果指標の数値は、今回追記をしております。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
18	46	<p>2～3行目「すべての主体が協働していく必要があります。」記載していますが、「必要」という用語は行政以外にはきつい表現と思います。</p> <p>「第2期計画」の資料編に掲載されている「社会福祉法第4条には「地域住民・・・努めなければならない。」と記載し、第4条2「地域住民等は・・・その解決を図るように留意するものとする。」と記載しています。一方、社会福祉法第6条「国及び地方公共団体は・・・施策その他必要な各般の措置を講じなければならない。」と記載しています。この地域福祉の中でも「社会福祉法」の趣旨に沿って、記載表現に意を尽くしてください。</p>	<p>社会福祉法第4条の規定は、令和3年に改正され、地域福祉の推進に当たっては、「地域住民」が主体的にかかわり、共生する地域社会の実現を目指さなければならないとされていることから、このような表現としています。</p> <p><参考>社会福祉法 抜粋 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。</p>
19	48	<p>「重層的支援体制整備事業について（イメージ）」の図表の拡大表示文字が小さすぎる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、文字の表示を拡大します。</p>
20	48	<p>6行目 社会福祉法第106条の3第1項に書かれている3つの事業の内容が説明不足と思いますので、もう少し詳しく書くべきでは。</p> <p>下から3行目 「市民の複雑化・複合化した」どのようなことかを例に挙げたら理解しやすいのでは。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表現を修正します。</p> <p>なお、「複雑化・複合化した」の内容については、P.5やP.44等に記載しています。</p>
21	49	<p>6行目「市民の困りごとをとりあえず」とりあえずという曖昧な言葉ではなく、我が事としてまるごとうけとめ、とした方が良いのでは。</p>	<p>ご指摘の箇所は、ふくしの杜ほんじょうプラン21(第2期本庄市地域福祉計画・第2期本庄市地域福祉活動計画)のP.69で掲げていた表現を引用している部分です。</p>

(4) 第4章「施策の展開」(P.51～P.74)に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
22	53	<p>第4章 施策の展開</p> <p>この章を記載するにあたり、前章までには使用されていない用語「検討」が散見されます。「検討」を使用するのであれば「用語集」で「検討」の定義をして下さい。定義をしないのであれば、極力、使用を回避して下さい。解釈の範囲が広がります。</p> <p>一例として 62頁⑤4行目「・・・に向けた検討を継続します。」と記載していますが、「検討を継続します。」という表現は、『計画』になじみません。「居住支援協議会を設置します。」が良いと思います。</p>	<p>第4章 施策の展開では、地域共生社会及び本計画の基本理念「みんなで支え合う 思いやりのあるまち 本庄～安心と共生のまちづくり～」実現に向け、必要と思われる取組を記載しています。</p> <p>この中で、現時点では「検討」段階であると思われる取組について「検討」と表現しています。計画期間内における検討状況については、毎年度のPDCAサイクルの中で進行管理を行いながら推進と見直しを図ってまいります。</p>
23	54	<p>このページに、第2期計画P.64の相談支援の基本構造図を入れてください。</p>	<p>ご指摘の基本構造図は、ふくしの杜ほんじょうプラン21(第2期本庄市地域福祉計画・第2期本庄市地域福祉活動計画)P.65に掲げる施策構成として示していたものです。本計画においては、内容を再構成していることから、前計画の基本構造図を掲載する予定はございません。</p>
24	55	<p>図表 主な取組①福祉政策係の主な職務用語集に入れてください。</p>	<p>用語集は、一般的な認知が低いと思われる用語を資料としてまとめているものです。ご指摘の部分は、用語集の趣旨から外れるものと考えていることから、用語集に追記する予定はございません。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
25	5 5	(1)相談支援の仕組みづくり 若年性認知症や高次脳機能障害について、介護保険担当課と障害福祉担当課が連携して相談に乗る体制を作っていくことを計画に記してください。	ご指摘のような複合的な支援ニーズを抱えるケースについては、P.5 5 ①福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築に記載のとおり、福祉総合相談窓口のほか、必要に応じて複数課が協力して相談対応にあたることとしています。重層的支援体制整備事業の活用も含め、包括的に支援できる体制を構築します。
26	5 5 ～ 7 5	各基本戦略を進行管理する行程表を図示して下さい。 「第2期計画」56頁(2)計画のロードマップ(行程表)は必須の記載と思います。本計画117頁 第7章 計画の推進をPDCAサイクルに基づき「CA」する上で、計画のロードマップ(行程表)は必要と考えていますので、追加して下さい	本計画のP.51に第5節「計画のロードマップ」として掲載しています。
27	5 5 ～ 7 5	主な取組 令和6年から10年の5年間の取組スケジュールを主な取組表の下に入れるべきでは。	各取組の中には、毎年度継続的に実施するなど、取組スケジュールを示すことが難しいものもあることから、本計画では掲載を見送りました。各取組については、本計画P.119第3節「計画の進行管理」のとおり、毎年度のPDCAサイクルの中で進行管理を行いながら推進と見直しを図ってまいります。
28	5 9	(3)横断的なサービスづくり 19行 標記の修正 「…受け止める体制の整備はもちろんのこと、必要な…」→「受け止める体制を整備し、必要な…」もちろん どうするのが不明確です。わかりやすい文章にすることを望みます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「こうした生きづらさを抱える人の相談を丸ごと受け止める 体制を整備するとともに、 必要な支援を包括的・総合的に提供できる仕組みの構築を図ります。」

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
29	60	④ケアラーに対する支援 ケアラーで悩んでいると声があげられる人に対する支援はできると思いますが、声をあげられないケアラーやヤングケアラーへの支援は難しく、実態調査が必要。(中略) 検討しますではなく、SDGsで「世界中で誰一人取り残さない」と書かれているので、「実態調査しケアラー支援のための体制に取り組みます」とすべきではないでしょうか。	ヤングケアラーの実態調査を含む小中学生へのアンケート調査について、子育て支援課において今年度末に実施する予定となっています。関係各課と連携しながら、ケアラーを支えるための体制を検討していきます。
30	61	主な取組①公共施設のバリアフリー化「・・・学校施設では、大規模改修などに合わせたバリアフリー化を推進します」と記載していますが、「第2期計画」112頁 重点的取組 ①公共施設のバリアフリー化「手すり・スロープ・エレベータ・専用トイレの設置、専用駐車場の確保な等公共施設のバリアフリー化を図ります。」と記載していました。「公共施設」には当然のことながら学校施設が含まれているものと理解するのは市民の感覚です。「第2期計画」で学校施設のバリアフリー化はどの程度図られたのか具体的に例示して下さい。 また、本計画で「大規模改修などに合わせて」と記載しましたが、本計画期間内の大規模改修などが明示されていなく、不確定です。本計画期間内に「2校を目途に、とか2校前後、バリアフリー化を図ります。」と記載し、教育関係者に重要性和喫緊性を指導して下さい。	前計画における各取組の進捗状況については、毎年度の進捗管理シートで報告しています。 また、ここでは公共施設全体のバリアフリー化を市全体として推進していくことを示しており、個別具体的な数値の記載は行いません。
31	62	⑤居住支援協議会の説明を用語集に	ご意見を踏まえ、用語集に追記します。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
32	6 2	⑩ 3 行目「安心して利用できる」市民が求めているものは、「市内を円滑に移動できる交通網の充実を図る」ことなので左記に変えていただきたい。	ここでは、「公共交通の維持・確保」として、地域の各関係者との連携や協働により、誰もが安心して利用できる公共交通体系を長期的に維持・確保することを目指しています。他の取組と併せ、日常生活に必要な移動手段を市民に提供し、すべての人が必要な支援を受けやすい環境づくりを進めていくこととしております。今後、デマンドバス予約システムの改善など、利便性の向上のための施策を実施する上での貴重なご意見として承ります。
33	6 6	「民生委員※・児童委員※」の表記が各所にあります。しかしながらP.6 6では、「民生委員※」のみの表記があります。本来、民生委員・児童委員は一对のものです。「民生委員」として単独表記した意味は何ですか？ P.1 7 1 (7) 用語集には、児童委員と民生委員の両方の解説があります。また、民生委員の項目では追記で「児童委員を兼ねる。」と表記されています。用語解説で「民生委員・児童委員」でまとめて表記すべきと思います。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、地域福祉の重要な担い手である民生委員※・ <u>児童委員※</u> は、高齢化に加え、…」
34	6 7	③行政情報の活用支援 埼玉県では「埼玉県オープンデータポータルサイト」を設置し、県内市町村のオープンデータの公開を進めています。このサイトへ市のHPからリンクできるように設定し、早急に、行政情報の活用を図って下さい。その旨を概要欄に記載して下さい。	ご意見として承ります。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
35	68	<p>②連携のための相談支援マニュアルの作成【再掲】</p> <p>本マニュアルは審議会追加資料3として提出された「インテーク・アセスメントシート」(L15200 様式04 支援)の事ですか?提出された「インテーク・アセスメントシート」は現在、庁内での「相談支援・連携マニュアル(仮)」の状態となっているのですか。完成物として審議会に提出されたのではありませんかと理解しています。</p>	<p>ご指摘のインテーク・アセスメントシートは、前計画において「包括的な相談支援体制の構築」に掲げる取組の一つとして、前計画P.75</p> <p>③相談支援に係る共通的なアセスメントシート・相談記録等様式として作成したものです。</p>
36	70	<p>主な取組 ①社会福祉協議会の運営と活動支援として、「概要」で「社会福祉協議会の運営費や市の計画に合致する事業活動への補助を行うことで、・・・」と記載していますが、「第2期計画」126頁「重点的取組」①社会福祉協議会の運営と活動への支援として、「社協の運営費や、市の計画に合致する事業活動を優先的に補助することで、・・・」と「優先的に」を用いています。地域福祉活動を推進する上で、必要不可欠な「社会福祉協議会の運営と活動」支援するのに、「優先的に」を削除する意図が分かりません。「優先的に」を挿入して、推敲して下さい。</p> <p>また、社会福祉協議会の活動支援として「社会福祉事業」、「公益事業」、「収益事業」の三事業のうち、どの事業を主として補助し、社会福祉協議会の運営と活動を向上させるのかを記載して下さい。</p>	<p>ここでは、社会福祉協議会の運営と活動を支援するための市の取組として概要を記載しています。社会福祉協議会への支援実施に当たっては、活動内容の精査を市としても行っていることから、ここで「優先的」という表現を付す必要はないと考え、表現の見直しを図ったものです。</p> <p>また、概要に記載のとおり「市の計画に合致する事業活動への補助」を行うこととしており、特定の事業を主として補助するという考えではないため、修正は行わない考えです。</p>

(5) 第6章「本庄市成年後見制度利用促進基本計画」(P.103～P.114)に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
37	115	<p>具体的事業「⑤団体成年後見サポートセンターによる相談支援等」の後に「⑥本庄市社協の法人後見業務」として過去から現在に至る在宅・施設の法人による受任件数実績を表記すべきと考えます。</p> <p>※「市町村における法人後見業務の手引き(社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会発行)」による「検討委員会」「社会福祉法人本庄市社会福祉協議会法人後見業務実施要綱」「本庄市社会福祉協議会法人後見事業運営委員会設置要綱」の掲載も必要と思います。</p>	<p>受任件数実績については、毎年の進捗管理等の中で把握すべきものと考えます。なお、本計画ではそれぞれの取組の概要を述べているものであり、個別事業に係る要綱の掲載をする予定はございません。</p>

(6) 計画全般に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
38	全般	<p>「第3期計画案」において、このパブリックコメント締め切りの令和6年1月9日に至るまでの経緯はその詳細が定かではありませんが、庁内で開催された「令和5年度第3回本庄市地域福祉検討会議」（令和5年8月4日）、及び、「令和5年度第4回本庄市地域福祉検討会議」（令和5年9月27日）の会議録、並びに「令和5年度第3回本庄市地域福祉審議会」（令和5年8月21日、）及び、「令5年度第4回本庄市地域福祉審議会」（令和5年10月20日）の会議録からの判断になりますが、「第3期計画案」はパブリックコメント用資料として、組織決定を踏まえたとしたら、推敲が不十分と思います。</p> <p>一例として、「第3期計画案」中、「第1章 計画の策定にあたって」（1頁から10頁）の記載の中に次に掲げる用語の記載が見当たりません。</p> <p>「本庄市地域福祉計画」（平成26年3月）16頁に使用された「ユニバーサルデザイン*」、「バリアフリー*」、及び「第2期計画」（平成31年4月）10頁に使用された「ノーマライゼーション」、「ソーシャルインクルージョン」、並びに、「本庄市総合振興計画 後期基本計画」10頁に使用された「多様性」、「包摂性」の用語は地域福祉の理念を語り、普及させる上でキーワードとなります。これらの用語の使用を含め「第3期計画案」の当該ページの記載について討議して下さい。</p> <p>これらの用語記載がないままに「第3期計画案」が策定されることは、地域福祉計画担当部署、強いては市（市役所）として使命感の欠如になり、「第3期計画案」の遂行に懸念を感じます。</p>	<p>ご指摘の用語のうち、「ユニバーサルデザイン」及び「バリアフリー」については、第4章「施策の展開」の各取組として記載しています。</p> <p>「ノーマライゼーション」及び「ソーシャルインクルージョン」については、前計画において国・県の動向として、社会福祉法の改正時における考え方の例示として示したものであるため、記載しておりません。</p> <p>また、「多様性」及び「包摂性」については、No.10に記載のとおり、ご意見を踏まえ、P.10第6節「SDGsの達成に向けて」内の表現を修正します。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
39	全般	<p>現在、同時並行して行われている「本庄市移動等円滑化促進方針」（バリアフリーマスタープラン）〈案〉（以下、「マスタープラン案」という。）に関連して、「マスタープラン案」８頁冒頭に、「ふくしの杜ほんじょうプラン２１「第３期本庄市地域福祉計画・第３期本庄市地域福祉活動計画」（令和６年）と断定したとみられる見出しとなっています。一方で、「第３期計画案」５頁には「ふくしの杜ほんじょうプラン２１」の見出しが、「第３期計画案」に適用しない説明になっていると読み取れます。「第３期計画案」、及び、「マスタープラン案」についても庁内において検討会議が開催され、十分に討議されたうえでパブリックコメントとして提示していると思われませんが、庁内の連携が機能していないと受け止めています。</p> <p>この「マスタープラン〈案〉」ではバリアフリー化にかかわる法整備の経緯が丁寧に説明されていますが、前述した「本庄市地域福祉計画」１６頁に記載しているように、本市は地域福祉の課題として取り組んできています。</p> <p>「マスタープラン案」はあくまで移動等円滑化という手段への促進方針と理解しており、また、「計画」と「方針」では、「計画」が上位となるので、バリアフリー化の理念（ソフト）は「第３期計画案」に十分取り組んで頂きたいと思います。</p>	<p>今年度に見直しを行う関連計画の名称につきましては、確定したものを記載いたします。</p> <p>また、本計画P.7に記載のとおり、本計画と本庄市移動等円滑化促進方針は、それぞれ整合・連携を図ることとしていますが、いずれかが上位に位置づけられるものではございません。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
40	全般	<p>本市は、「本庄市要保護児童対策地域協議会検証委員会検証報告書」（公開版）において、問題点・課題として「市民と行政の感覚にずれがあった。」及び「要対協がやや実効性を欠くものと認識された可能性がある。」（何れも、同検証報告書頁から引用）と指摘されたことを謙虚に受け止めて下さい。</p> <p>社会福祉法では、第6条「国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図れるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。」（第2期計画 資料編176頁から引用）と国及び地方公共団体の義務・責務を規定しています。</p> <p>本市は、「本庄市総合振興計画 後期基本計画」（148頁）において、「2. 本庄版ネウボラプラン～子どもが輝く未来を描く～」を前期に続いて標榜しています。また、「本庄市地域福祉計画」（15頁）において、「第一節 基本理念 みんなで支えあう 思いやりのあるまち 本庄」を掲げ、「第2期計画」に継承しています。</p> <p>五歳男児が死亡する（同検証報告書1頁から引用）事例が、「2. 本庄版ネウボラプラン」、及び、「第2期計画」実施中に発生しました。民間からは通報など情報提供は適切に行われたと判断されますが、行政機関の対応は、「2. 本庄版ネウボラプラン～子どもが輝く未来を描く～」、及び、地域福祉の基本概念「みんなで支えあう思いやりのあるまち 本庄」に照らし、どのように実践されたのか検証がされていないと思います。是非、「第3期計画案」で、言及して下さい。同時に、社会福祉法第6条の規定に基づき、地方福祉に関する施策をこの「第3期計画案」に分かりやすく、かつ、具体的に記載して下さい。</p> <p>「第2期計画」期間中に、不幸にして発生した「5歳男児の死亡事例」（令和4年1月）に対し、「第2期計画」の検証・総括が記載されていません。PDCAのCA無くして、次の展望はないと思います。「第2期計画」への反省を込めて記載して下さい。</p>	<p>本計画では、P.73（2）権利擁護の推進において、子どもをはじめとしたすべての市民が虐待を受けることのないよう周知・啓発を行うほか、関係機関と連携し、早期発見、早期対応を行うことを掲げています。また、これと併せて虐待の一因となる負担感や孤立感を緩和し、虐待防止を図ることとしています。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
41	全般	<p>「検討会議 会議録」、及び、「審議会 会議録」を読んでもと、「審議会 会議録」で委員から指摘された意見が、「検討会議」においてどのように議論されたか不透明です。</p> <p>更に、「令和5年度第4回本庄市地域福祉検討会議」は午後1時30分に開始し、午後2時10分に終了し、主管部の説明を除く議論はA4用紙で1枚にとどまっています。この庁内会議は形式的ものと受け止められ、「令和5年度第4回本庄市地域福祉計画審議会」に資料として提示され、同審議会での委員からの意見を踏まえ、パブリックコメントとして提出される迄、十分な討議・推敲がなされたのか疑問に思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>